

---

令和 6 年度

インフルエンザ予防接種

費用補助事業実施要領

令和 6 年 9 月

関東 IT ソフトウェア健康保険組合

健診事業課

---

2024.09  
Kanto IT Software Health Insurance Society  
**Health PLAN**



 **Smart Life Project**で  
健康寿命をのばしましょう。

## 目 次

はじめに	.....	3
1. 実施形態	.....	4
2. 受付期間・実施期間	.....	4
3. 対象者	.....	4
4. 予防接種費用について	.....	5
5. 申込方法	.....	5
6. 受診当日の流れ	.....	11
7. 補助対象外の利用があった場合	.....	12
8. 参考 Q & A	.....	12

## はじめに

関東ITソフトウェア健康保険組合（以下「ITS 健保」という。）では、東振協<sup>※</sup>が契約する医療機関等で行う「インフルエンザ予防接種」を委託し、費用補助を実施しておりますが、今年度も引き続き本事業を行いますので、実施要領をご案内いたします。

インフルエンザはウイルスによって引き起こされ、潜伏期間を経て、悪寒、頭痛、全身の筋肉痛を伴った発熱等が生じ、重症化すると、肺炎、脳症などの合併症を招くこともあります。予防接種を受けることで感染を防ぎ、発症した際も重症化を軽減する等の効果が認められています。

ぜひ、この機会に予防接種を受けられることをお奨めいたします。

※ **東振協**：正式名称は「一般社団法人 東京都総合組合保健施設振興協会」。東京都内に所在する総合健康保険組合の保健施設事業の振興と普及・啓蒙のための事業を行い、組合が共同して合理的に保健施設事業を実施し、事業の共同化を図ること等を目的として設立された法人団体です。

### 今年度の補助金額はこちら



○ 被保険者本人への組合補助金額 **2,000 円**

○ 被扶養者家族への組合補助金額 **2,000 円**

※実施機関が設定している予防接種料金から、上記の組合補助金額を差し引いた金額が支払金額(自己負担額)となります。



### 実施要領のご案内にあたって

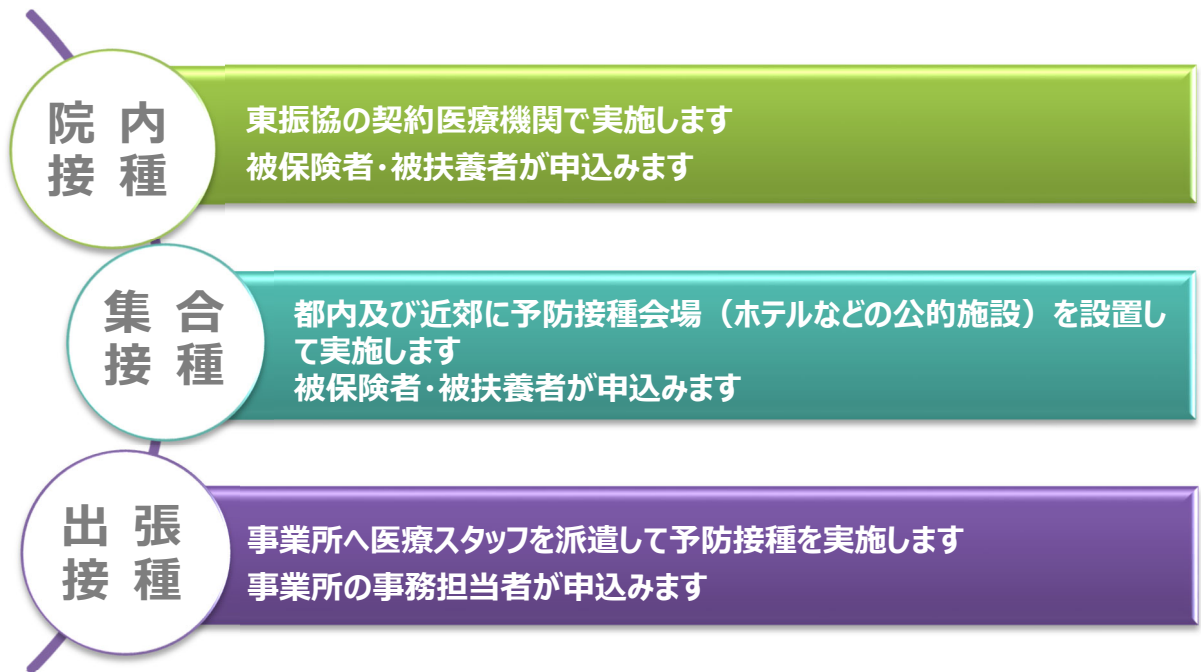
- 令和6年度の実施医療機関及び予防接種料金は、9月2日（月）以降に東振協のホームページで確認することができます。

<https://www.toshinkyō.or.jp/influenza.html>

- 補助を利用の際には、健康保険証・マイナ保険証・資格確認書(以下「健康保険証等」という)をご用意ください。

## 1. 実施形態

インフルエンザ予防接種の実施方法は、次の3種類です。



利用者は上のいずれか1種類について年度内に年齢問わず1人1回の補助利用が可能です。重複しての申込み（補助利用）はできません。ご注意ください。

## 2. 受付期間・実施期間

### (1) 院内・出張予防接種

- ① 申込受付期間 令和6年9月2日から令和7年1月31日まで  
※各契約医療機関により、ワクチンの在庫状況が異なるため、受付終了時期が異なります。  
できるだけ早めに医療機関へご予約ください。
- ② 予防接種実施期間 令和6年10月1日から令和7年1月31日まで

### (2) 集合予防接種

- ① 申込受付期間 令和6年9月2日から10月31日まで
- ② 予防接種実施期間 令和6年11月から12月までの原則土日祝

## 3. 対象者

被保険者及び被扶養者（補助を利用しての接種は年齢を問わず年度内1人1回を限度）

※重複した補助利用や無資格利用（遡って資格喪失した場合を含む）があった場合には後日、東振協の事務手数料を含む組合補助金額を、事業所を通じて請求いたします。2回接種を推奨されている方や、当組合内で保険証の記号・番号が変更になった場合も、補助は1回のみです。

## 4. 予防接種費用について

実施機関が設定している予防接種料金から組合補助金額の 2,000 円 を差し引いた金額が支払金額（自己負担額）となります。

医療機関コード	医療機関名称	郵便番号	住所	電話番号	予防接種料金 (税込)	院内接種
						医療機関通信欄
A130001	Aクリニック	130-0000	東	03-****-****	3,600	対象年齢13歳以上。
A130002	B病院	130-0000	東	03-****-****	3,960	受付終了しました。
A130003	C医院	130-0000	東京都墨田区**町*-**-*	03-****-****	3,300	ワクチン在庫あり。

※各実施医療機関の予防接種料金一覧は、9月2日以降に東振協ホームページよりご確認ください。

## 5. 申込方法 ※申込受付開始は、9月2日（月）からです。

(1) 組合ホームページまたは東振協ホームページの予防接種契約医療機関一覧<sup>\*1</sup>から、希望の医療機関を選択し、電話等で予防接種日時<sup>\*2</sup>の予約を取り、院内・集合接種は利用券、出張接種は利用申込書を以下の手順で発行してください。

<sup>\*1</sup> ワクチンの在庫状況により、予約受付を終了した医療機関は一覧から削除されますので、予約を取った後は直ぐに利用券(出張接種は利用申込書)を発行してください。

<sup>\*2</sup> 予約の要否・予約方法については、選択した医療機関のホームページや問い合わせ等によりご確認ください。

(2) 東振協ホームページにアクセス <https://www.toshinkyo.or.jp/influenza.html>

健康保険証等をお手元に用意し、東振協ホームページ (ITS 健保ホームページからリンク) のインフルエンザ予防接種のページにアクセスしてください。

※実際の画面は実施要領の画像と仕様が異なる場合がございます。



(3) 実施形態を選択

該当の接種形態（院内・集合・出張）を選択し、**利用券発行**をクリックすると、利用券の発行画面に進みます。



#### (4) 個人情報 同意欄のチェック

個人情報の利用に関する同意書画面が表示されます。内容を確認して、「個人情報の利用目的について同意する」にチェックを入れ、**次に進む**をクリックしてください。

#### (5) 利用券の発行

ITS 健保の保険者番号 **06138093**

を入力して **医療機関選択画面へ** をクリック。この後は選択した接種形態ごとの利用券発行手続きに画面が遷移しますので、

- I. 院内予防接種
- II. 集合予防接種
- III. 出張予防接種

の画面ガイダンスに従って、利用券（出張の場合は利用申込書）を取得してください。

### I. 院内予防接種

- ① 都道府県名 → 市区郡の順で選択し、該当する医療機関名の **選択** をクリックします。

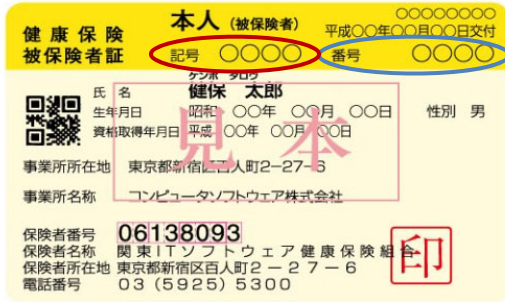
**利用券は、利用者（本人・家族）ごとに輸入のうえ、それぞれ印刷してください**

- ※ **選択** をクリックすると、注意事項が表示されます。  
**了解して申込情報入力へ** をクリックし、申込情報入力へ進んでください。



- ② 健康保険証等の記号・番号と利用者氏名（漢字・カナ氏名）・生年月日を入力して、**確認画面へ**をクリックします。

※保険証等に枝番の記載がある方は、枝番の入力はしないでください。



※マイナ保険証をご利用の方は、マイナポータルで記号・番号をご確認ください。

- ③ 確認画面で内容を確認し、誤りがなければ **印刷（利用券表示）** をクリックして PDF を表示し、利用券を印刷します。

※利用券の発行だけでは、予約は完了しません。予約の要否や予約方法は、選択した医療機関のホームページや直接問い合わせ等によりご確認ください。また、申込み情報の誤入力や利用券を紛失した際は、再度、利用券の印刷をお願いいたします。

※利用券は何枚でも出力できますが、補助利用は年齢問わず年度内1人1回のみですのでご注意ください。

## II. 集合予防接種

- ① 会場→希望する会場の **選択** をクリックします。

※ **選択** をクリックすると注意事項が表示されます。 **了解して申込情報入力へ** をクリックし、申込情報入力へ進んでください。

必ず、選択した会場の実施医療機関に、電話で接種の申込(予約)をおこなってください。  
 なお、お問い合わせの際は、「東振協インフルエンザ予防接種」利用であることをお申し出ください。  
 また、予約の要否や方法は、医療機関によって異なりますので、あわせてご確認ください。  
 ※中学生以下の方は、ご利用いただけません。

**了解して申込情報入力へ**

② 健康保険証等の記号・番号と利用者氏名  
(漢字・カナ氏名)・生年月日を入力して、

**確認画面へ** をクリックします。

※保険証等に枝番の記載がある方は、枝番の入力はしないでください。

※マイナ保険証をご利用の方は、**マイナポータル**で記号・番号をご確認ください。

③ 確認画面で内容を確認し、誤りがなければ **印刷(利用券表示)** をクリックしてPDFを表示し、利用券を印刷します。



- 利用券の使用にあたっては、必ず接種日時を選択した医療機関に電話等で予約を行ってください。予約がないと、医療機関又は集合会場で接種を受けることができません。
- 印刷環境がない場合、ITS 健保 健診事業課 ☎ 03-5925-5349 までご連絡ください。

(院内・集合予防接種で出力する利用券サンプル)

令和3年度より、個人情報同意欄が追加されました。東振協インフルエンザ予防接種 個人情報の利用目的に関する同意書画面で同意すると、チェックが入った状態の利用券が表示されます。

関東ITソフトウェア健康保険組合  
令和X年度 東振協専用インフルエンザ予防接種利用券(院内・集合予防接種用)  
(医療機関実施報告・請求書兼用)

有効期間	20XX年1月31日	利用回数	有効期限内 1回	特記事項	
------	------------	------	----------	------	--

1. 接種日当日に当組合の資格がない(一部喪失の場合を含む)方は利用できません。  
2. 利用券の利用は年度内1人1回のみです。2回接種を推奨されている方(お子様を含む)や、組合内で保険証の記号・番号が変更になった場合についても同様、1人1回のみです。  
3. 重複受診や無資格利用が発覚した場合は、後日、事業所または事業所を通して被保険者(本人)に、東振協の事務手数料を含む組合補助金額を請求いたします。

組合補助金額	本人	¥2,000*(税込)	家族	¥2,000*(税込)
--------	----	-------------	----	-------------

**インフルエンザ予防接種ご利用にあたっての注意事項**

1) この利用券は、契約医療機関以外では使用できません。  
2) 契約医療機関については、ホームページをご覧ください。  
3) 受診するときは、利用券と健康保険証を契約医療機関の窓口へ提出してください。なお、健康保険証の提出がない場合は、受診当日、健康保険の資格を喪失されてしまう可能性がありますのでご注意ください。  
4) 利用券の有効期間は、1日ごと「有効」となります。

5) 受診するときは、事前に電話等で予約のうえ行ってください。  
6) 「予約不要」の医療機関は、必ず「予約方法や予約等」欄にては、医療機関の指示に従ってください。  
7) 本人の参加に「組合補助金額」が表示される場合は、その金額を窓口でお支払いください。  
8) 接種に、身体に異変を感じた場合は、担当の医師に申し、指示に従ってください。

**【利用者記入欄】** 以下の「フリガナ」欄は利用者をご記入ください。

被保険者番号	06138093	被保険者名	関東ITソフトウェア健康保険組合			
記号		生年月日	西暦	年	月	日
証番号		性別	男性 / 女性	続柄	本人 / 家族	
フリガナ		個人情報同意欄	<input checked="" type="checkbox"/> 東振協インフルエンザ予防接種個人情報の利用に同意する(医療機関へ提出する)。また、健康保険の資格を喪失した場合、又は健康保険の資格を喪失した場合、組合補助金額を請求する場合があります。			
氏名		手印欄	<input checked="" type="checkbox"/>			

※健康保険証の添付内容と異なる場合は【利用者記入欄】の該当箇所を手書き等で修正してください。

**【契約医療機関記入欄】** インフルエンザ予防接種実施報告(純)請求書

(報告・請求書送付先) 一般社団法人 関東ITソフトウェア健康保険組合(東振協)  
〒130-0014 東京都墨田区亀沢1-3-3 東京都ホット健保会館内 ☎ 03-5619-4121

上記の方にインフルエンザ予防接種を実施しましたので、実施報告・請求をいたします。(所在地、TEL、医療機関名称、スタンプ)

所在地 〒  
電話番号 ☎  
医療機関名称  
医療機関の氏名  
〒

■ 接種料金 ¥  
■ 接種日 月 日

※「自費接種料金」欄の記入について  
・例外として、小児や高齢者等で「契約料金より実額で接種した場合」のみ、その実額料金を記入してください。  
・通常の契約料金が接種した場合は記入不要です。



### Ⅲ. 出張予防接種

出張予防接種は、事業所に医療スタッフを派遣して予防接種を行います。医療機関によって、実施可能人数が異なりますので、「予防接種医療機関一覧表」の「出張接種欄」をご確認のうえ、お申込みください。

**出張接種は、あらかじめ事業所の事務担当者が医療機関に電話等で接種日の予約を行い、利用申込書に申込者名簿を添えて、医療機関の指示に従いお申込みください。**

- ① 医療機関 → 希望する医療機関の

**選択** をクリック。

※院内・集合接種と同様に、注意事項が表示

されますので、**了解して申込情報入力へ** をクリックし、申込情報入力へ進んでください。

- ② 健康保険証等の記号・事業所名称・連絡先・担当者名・接種日を入力し、

**確認画面へ** をクリックします。

※事業所名称が途中までしか入力できない場合は Excel シート上で編集してください。

- ③ 確認画面で内容を確認し、誤りが

なければ **Excelダウンロード(利用申込書)**

をクリックして Excel を表示し、利用申込書を印刷します。

- ④ 申込者名簿のシートに接種予定者リストを作成し、印刷します。接種予定者の欄が不足する場合には、適宜、入力行をコピー・貼付してください。

※同一事業所内で、健康保険証の「事業所記号」が異なる方（グループ企業での出向等）が利用する場合は、**事業所記号ごとに「利用申込書」と「申込者名簿」を作成してください。**

※受診者と申込者名簿および健康保険組合登録情報に相違がないよう必要情報全てにご注意ください。

医療機関コード	健康保険組合	事業所記号	事業所名称	連絡先	担当者名	接種日
A130000	000000健康保険組合	1234	株式会社 東協協	03(3626)7504	健康 6-1部	2024年 10月 1日 ~ 2024年 10月 31日

接種日	申込者名簿	申込者名簿	申込者名簿
10月1日	141	健康	三郎
10月2日	142	健康	三郎
10月3日	143	健康	三郎
10月4日	144	健康	三郎
10月5日	145	健康	三郎
10月6日	146	健康	三郎
10月7日	147	健康	三郎
10月8日	148	健康	三郎
10月9日	149	健康	三郎
10月10日	150	健康	三郎

※ 接種予定者は Excel 出力後に、直接 Excel へ入力する。入力行はコピー・貼付だけで追加することができます。

## ※事務担当者様へのお願い

例年、出張接種を利用された方が個別で院内接種も利用し、後日重複接種が判明することが多くあります。出張接種を利用される場合は、従業員の方へ補助を利用すること、また、補助を利用して接種できるのは年齢問わず年度内1人1回のみであることを周知いただきますようお願いいたします。

重複接種された場合、東振協の事務手数料を含む組合補助金額(1人2,055円)を事業所または事業所を通して被保険者(本人)に請求いたします。

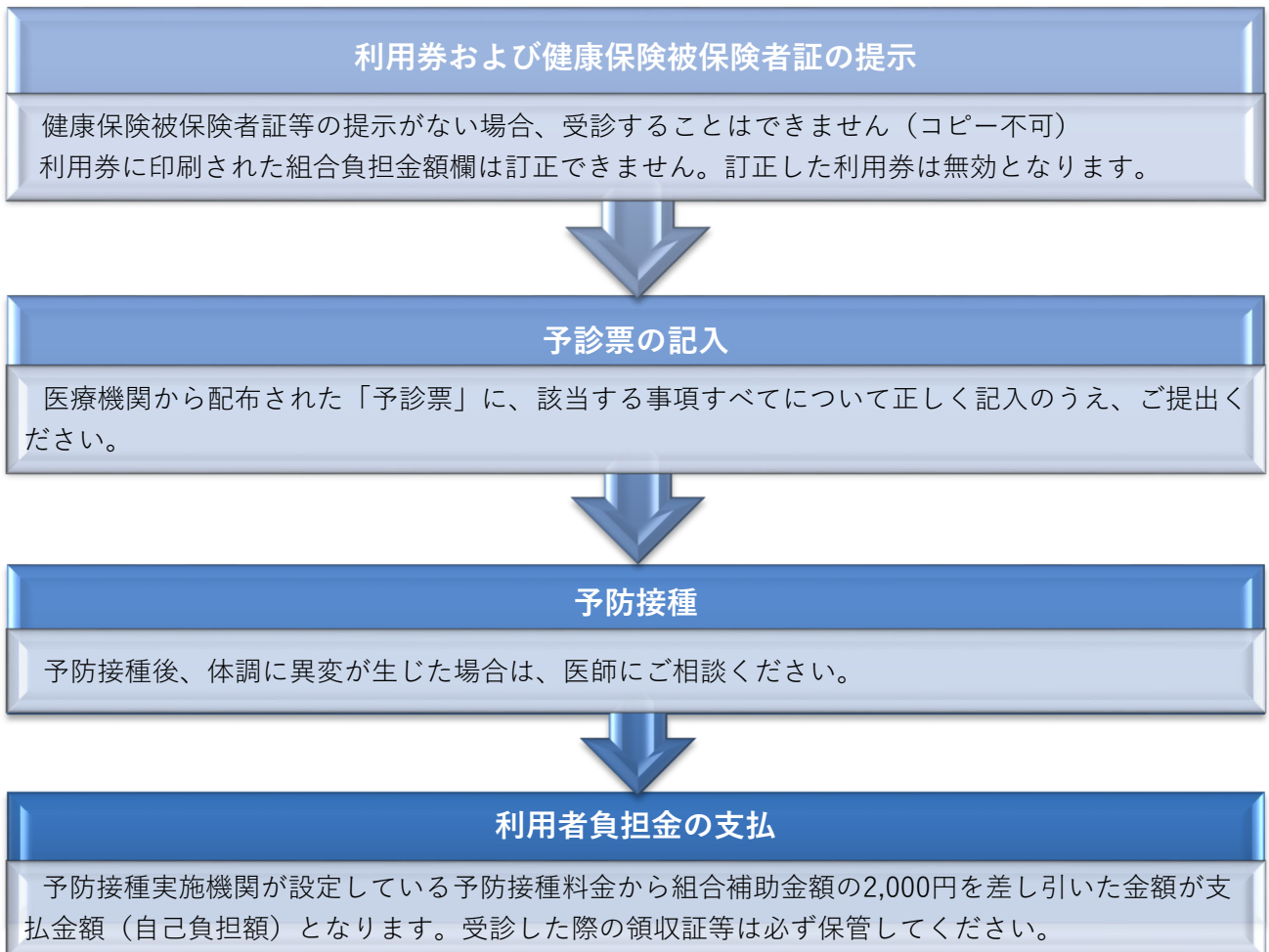
また、医療機関へ提出された申込者名簿と健康保険組合の登録情報が相違している事業所も多数見受けられます。申込者名簿作成時の情報にご注意ください。

### (出張予防接種で出力する利用申込書のサンプル)

関東ITソフトウェア健康保険組合 令和X年度 東振協専用インフルエンザ予防接種利用申込書(出張予防接種用) (医療機関実施報告・請求書兼用)						
有効期限	20XX年1月31日	組合補助金額	本人	¥2,000*(税込)	家族	¥2,000*(税込)
保険者番号	06138093	保険者名	関東ITソフトウェア健康保険組合			
<b>【利用事業所(担当者)記入欄】</b> <span style="float: right;">太枠内の「アミカケ」欄は担当者がご記入ください。</span>						
事業所記号		事業所名称	担当者名			
連絡先	( )	接種日	年 月 日 ~	年 月 日		
個人情報同意欄	「東振協インフルエンザ予防接種個人情報に関する同意書」について同意する。 ※代表者様(担当者様)のみの同意としておりますので、代表者様は必ず他の利用者の方にも同意を得た上で、東振協専用インフルエンザ予防接種申込者名簿に登録してください。 ※東振協専用インフルエンザ予防接種申込者名簿にある必要事項に記載がない場合、又は記載内容に誤りがあった場合、補助金申請が出来ない場合があります。				チェック欄	<input checked="" type="checkbox"/>
<b>【契約医療機関記入欄】</b> インフルエンザ予防接種実施報告(兼)請求書 (報告・請求書送付先) 一般社団法人 東京都健康・安全・防災協会(東振協) 〒104 東京都中央区東日本橋1-3 京都ニート健康会館内 ☎ 03-5619-4121 別紙申込者記載名簿の「インフルエンザ予防接種を実施しましたので、実施報告・請求をいたします。」						
申込者名簿枚数	枚	実施人数計	本人	名	請求金額	円
			家族	名		
			計	名		
所在地	〒					
電話番号	☎					
医療機関名称		(印)				
東振協契約医療機関コード	A					
<b>【医療機関様へお願い】</b>						
1. 「実施確認」欄について、当日キャンセル等で未接種となった方は、補助金請求できませんので、「実施」の部分に「二重線」で取り消し線を引いてください。 ※「二重線」の方は請求から除外します。 2. 無資格の方については、健保補助対象外となりますので、申込者名簿には載せないでください。 3. 本用紙の【契約医療機関記入欄】の7項目「申込者名簿枚数」「実施人数計」「請求金額」「所在地」「電話番号」「医療機関名称(捺印含む)」「東振協契約医療機関コード」をご記入ください。 4. 下記の書類3点を併せて東振協宛てに報告(請求)してください。 ①東振協専用インフルエンザ予防接種利用申込書(本用紙) ②東振協専用インフルエンザ予防接種申込者名簿 ③総括表(※総括表については東振協から医療機関へ送付します。)						

令和3年度より、個人情報同意欄が追加されました。東振協インフルエンザ予防接種個人情報の利用目的に関する同意書画面で同意すると、チェックが入った状態の利用申込書が表示されます。

## 6. 受診当日の流れ



### 《ご利用にあたっての注意事項》

- (1) 費用補助を受けて予防接種を実施する場合は、**利用券と健康保険被保険者証・マイナ保険証・資格確認書のいずれかを医療機関の窓口**に提示してください。なお、被保険者証等の提示がない場合や、予防接種当日に被保険者の資格がない場合は接種できませんのでご注意ください。（出張予防接種の場合は利用券に代えて利用申込書が必要です。）
- (2) 院内・集合予防接種は、利用者が直接、医療機関に電話等で接種日の予約を行ってください。
- (3) 予防接種料金は、利用券（又は利用申込書）に表示の「組合補助金額」との差額を窓口でお支払いください。出張予防接種の料金支払い方法は、予約の際に医療機関にご確認ください。
- (4) 出張予防接種は、受診当日に受診者と申込者名簿に相違がないか必ず再確認してください。
- (5) 予防接種は、利用券（又は利用申込書）に記載してある有効期限内に受診してください。
- (6) 予診票の記載が必要となりますので、予約時に確認し、医療機関の指示に従ってください。
- (7) 予防接種後に、身体に異変を感じた場合は、医師にご相談ください。

## 7. 補助対象外の利用があった場合

### 利用者一覧表の確認

ITS健保にて、毎月東振協から送付されるインフルエンザ予防接種利用者一覧表について、被保険者資格等の照合・確認を行います。



### 事業所へ連絡

利用者一覧表を確認した際に、無資格受診（遡って喪失した場合を含む）・重複受診等が判明した場合、事業所へその旨と納付書送付について電話連絡をします。



### 納付書送付

東振協の事務手数料を含む組合補助金額(1人2,055円)は、事業所または事業所を通じて被保険者（本人）へ請求いたします。「インフルエンザ予防接種料金のお支払いについて」が届いた場合は、期限までに指定の銀行または当組合事務所へ納付してください。

## 8. 参考Q & A

### 《インフルエンザについて》

厚生労働省：インフルエンザQ & Aを参照

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/infuleenza/QA2023.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/infuleenza/QA2023.html)

(問1) インフルエンザワクチンの種類は季節型（A・B）ですか？

平成27年度から東振協契約の医療機関全てで季節型（A・B）の4価ワクチンが導入されています。

(問2) インフルエンザワクチンの接種はいつ頃受けるのが良いですか？

日本では、インフルエンザは例年12月～4月頃に流行し、1月末～3月上旬に流行のピークを迎えます。ワクチン接種による効果が出現するまでに2週間程度を要することから、毎年12月中旬までにワクチン接種を終えることが望ましいと考えられます。

(問3) 昨年インフルエンザにかかった人や予防接種を受けた人でもインフルエンザワクチンを接種したほうが良いですか？

インフルエンザに対する免疫は、ワクチン接種以外に、実際にインフルエンザにかかることでも獲得されますが、いったん免疫ができて時間経過により抗体価(免疫力を現す指標のひとつ)は少しずつ低下していきます。また、季節性インフルエンザワクチンでは、予防効果が期待できるのは、接種した(13歳未満の場合は2回接種した)2週間後から5ヶ月程度までと考えられます。インフルエンザワクチンはそのシーズンに流行が予測されるウイルスに合わせて製造されているため、インフルエンザの予防に十分な免疫を保つためには毎年予防接種を受けたほうがよい、と考えられます。

(問4) インフルエンザワクチン接種を受けることが適当でない人や、接種時に注意が必要な人はどんな人ですか？

**【予防接種を受けることが適当でない方】**

- ① 明らかに発熱している方
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③ インフルエンザワクチンの成分により、アナフィラキシーショックを起こしたことがある方
- ④ インフルエンザの定期接種で接種後2日以内に発熱が見られた方、及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状があった方
- ⑤ 上記の方のほか、予防接種を行うことが適当でない状態にある方

**【予防接種時に注意が必要な方(必ず医師にご相談ください)】**

- (ア) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患がある方
- (イ) 過去にけいれんを起こしたことがある方
- (ウ) 過去に免疫不全の診断がされている方、及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- (エ) 接種するインフルエンザワクチンの成分に対してアレルギーを起こすおそれのある方

(問5) インフルエンザワクチンの接種によって引き起こされる症状(副反応)にはどのようなものがありますか？

比較的多くみられる副反応には、接種した場所(局所)の赤み(発赤)、はれ(腫脹)、痛み(疼痛)などがあげられます。接種を受けられた方の10~20%に起こりますが、通常2~3日でなくなります。全身性の反応としては、発熱、頭痛、寒気(悪寒)、だるさ(倦怠感)などがみられます。接種を受けられた方の5~10%に起こり、こちらも通常2~3日でなくなります。また、まれではありますが、アナフィラキシー様症状(発疹、じんましん、赤み(発赤)、掻痒感(かゆみ)、呼吸困難等)など、ワクチンに対するアレルギー反応がみられることもあります。

(問6) インフルエンザワクチンの接種によって、著しい健康被害が発生した場合は、どのような対応がなされるのですか？

予防接種を受けたことによる健康被害であると厚生労働大臣が認定した場合は、予防接種法に基づく健康被害の救済措置の対象となります。

詳細は下記のURL(厚生労働省:予防接種健康被害救済制度)からご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_kenkouhigaikyusai.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkouhigaikyusai.html)

## 《その他》

(問7) 子供は予防接種を2回受けると思いますが、2回目も健保補助を利用できますか？

13歳未満のお子様等、2回接種を推奨されている場合でも、健保補助は1人につき年度内1回までです。なお、予防接種事業については、子供や高齢者を含むご家族を対象にそれぞれの自治体が独自の基準で行っております。子供や高齢者に関しては、健保補助を利用するよりも安価に予防接種が利用できる場合もありますので各自治体の広報も併せてご確認ください。



(問 8) 利用券を 1 人で複数枚出力することができました。利用できますか？

システムの都合上、1 人に対し利用券の出力枚数を制限することができないため、利用券は何枚でも出力できますが、利用券の利用は年齢問わず年度内 1 人 1 回のみです。医療機関では補助利用回数を把握していませんのでご注意ください。

組合では後日、東振協を通して補助利用の回数を確認しています。重複利用をされた場合は、東振協の事務手数料を含む組合補助金額 (1 人 2,055 円) を、事業所または事業所を通じて被保険者(本人)に請求させていただきますのでご了承ください。

(問 9) プリンタ等が利用できず、利用券の出力ができません。

お手数ですが、健診事業課までご連絡ください。利用券を送付いたしますので、手書きで作成してください。

(問 10) 現在組合未加入者ですが、近いうちに資格を取得する予定です。インフルエンザ予防接種の補助を受けることはできますか？

予防接種実施期間内に資格未取得の方は申込むことはできません。受診の際には、健康保険被保険者証等の提示が必須となっています。

(問 11) 組合内で記号・番号が変更となりました。もう一度補助を利用して接種できますか？

補助が適用されるのは、組合員 1 人につき年度内 1 回限りです。重複接種の場合、東振協の事務手数料を含む組合補助金額 (1 人 2,055 円) を事業所または事業所を通じて被保険者 (本人) に請求いたします。

(問12) 申し込みましたが行けなくなりました。どのようにすれば良いですか？

申し込まれた医療機関に直接、キャンセル又は日程の変更を連絡してください。日程を変更する際には、用意した利用券の日にちを訂正（手書修正）するか、再度、利用券を印刷してご利用ください。

(問13) 予診票は事前に予約した医療機関から送られてくるのですか？

医療機関から事前に送付はされません。接種日当日に質問事項についてご回答いただくこととなりますが、事前の検温など予約時に確認し、医療機関の指示に従ってください。また、出張予防接種を申し込まれた事業所で、接種人数が多い場合には、事前に会社宛に予診票を送付してもらうなど、申込み医療機関とご調整されるようお願いいたします。

(問14) 出張予防接種を申し込みました。会社で用意するものはありますか？

予防接種を実施する会場（会議室その他）の確保と、接種時に必要となる机や椅子の準備をお願いいたします。詳細については、ご予約時に選定された医療機関と直接ご調整いただきますようお願いいたします。

(問15) 出張予防接種を受けるときも、健康保険証等の提示は必要ですか？

保険者番号、事業所記号等を確認するため、事務担当者様の健康保険証等を代表して確認させていただきます。接種者が個々で接種会場に携帯いただく必要はありませんが、必ず資格取得後に受診するよう、ご注意ください。

(問16) 出張予防接種で、当日人数や受診者に変更がある場合にはどうしたら良いですか？

申し込まれた医療機関に直接変更を連絡し、受診者と申込者名簿に相違がないよう必ず確認してください。受診しない方については、名簿を二重線で抹消してください。受診者の入れ替えの場合も、受診しない方の情報を抹消し、受診する方の必要情報を記載するようにしてください。

(問17) 予約を取ろうとしたら、実施医療機関一覧表の掲載内容と違いました。どうしたら良いですか？

掲載内容に相違がありましたら、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会（東振協） TEL 03-3626-7504(代表)

インフルエンザ予防接種費用補助事業専用

TEL 03-5619-4121

関東 IT ソフトウェア健康保険組合  
健康管理部 健診事業課  
☎ 03 (5925) 5349